

○議長（小林哲雄）

日程第 9 議案第 5 1 号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の制定に伴い、開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。を改正する条例を制定することについて
保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、議案を朗読させていただきます。

議案第 5 1 号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 4 日提出。開成町長、府川裕一。

では、最初に一部改正の概要についてご説明をさせていただきます。

一つは、第 3 次一括法に伴う介護保険法の改正によりまして、要介護 1 から 5 までの方の指定居宅介護支援及び基準該当居宅支援に係る人員及び運営に関する基準は、都道府県の条例に委任されることになりました。これに伴いまして、従来厚生労働省令で定められていた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の性格が、条例を制定する際に参酌すべき基準に改められますので、事業者が遵守すべき基準として新たに制定された都道府県条例に置きかえる必要があるため、町の条例を一部改正するものでございます。具体的には第 9 3 条の第 2 項となっております。

あと、もう一つございまして、二つ目には、同じく一括法の関係で改正となっております神奈川県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例である県指定居宅サービス等基準条例が、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行されております。そのため、引用している部分について、一部改正をするものでございます。具体的に申しますと、第 6 条の第 1 2 項、あと第 1 9 0 条、続いて第 1 9 1 条の第 1 0 項となっております。

では、1 ページをご覧いただきたいと思います。

開成町条例第 号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２５年開成町条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第６条、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数、第１２項でございます。改正前の、指定居宅サービス等基準第６０条第１項第１号イの規定に相当する法第７４条第１１項及び第２項の規定に基づく神奈川県条例（以下「県基準条例」という。）の規定に規定する人員に関する基準を満たすとき（指定居宅サービス等基準第６０条第５項の規定に相当する県基準条例の規定により、同条第１項第１号イ及び第２号の規定に相当する県基準条例の規定を、改正後、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２５年神奈川県条例第２０号。以下「県指定居宅サービス等基準条例」という。）第６５条第１項第１号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第５項の規定により同条第１項第１号ア及び第２号に改めるものでございます。

続きまして２ページになります。第１４条になります。第１４条中の改正前の、以下「指定居宅介護支援等基準」というを、改正後の部分で、以下の部分を削除させていただきます。

続いて第９３条、居宅サービス計画の作成でございます。改正前の、指定居宅介護支援等基準第１３号各号を、改正後の、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成２６年神奈川県条例第４１号）第１６条各号に改めるものでございます。

続きまして、第１９０条でございます。改正前、指定居宅サービス等基準第５９条の規定に相当する県基準条例の規定を、改正後の、県指定居宅サービス等基準条例第６４条に改めるものでございます。

続いて、第１９１条、従業員の員数等でございます。第１０項、改正前の、指定居宅サービス等基準第６０条第１項第１号イの規定に相当する県基準条例の規定に規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第４項の規定に相当する県基準条例の規定により同条第１項第１号イ及び第２号の規定に相当する県基準条例の規定）を、改正後の、県指定居宅サービス等基準条例第６５条第１項第１号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第４項の規定により同条第１項第１号ア及び第２号）に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成２７年４月１日から施行するということです。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第51号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。